

道路法等の一部改正による「歩行者利便増進道路制度」の創設

道路法等の一部を改正する法律(R2.5.27公布、R2.11.25施行)により、にぎわいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設しました。「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とする等を規定しました。

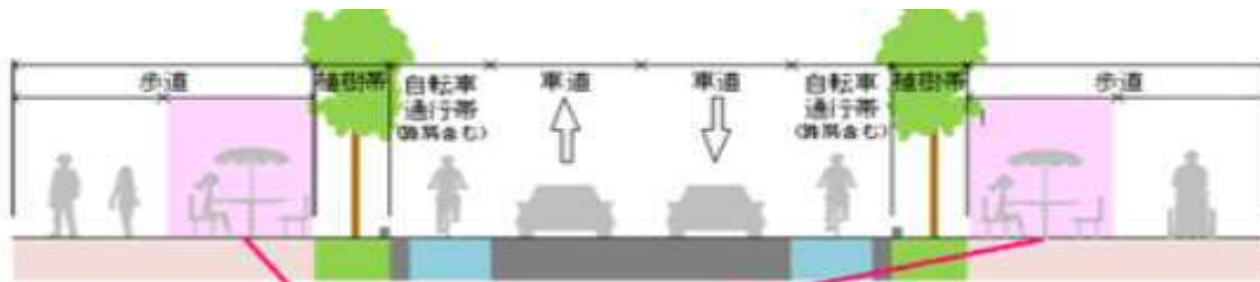
従来では、**無余地性の基準**が適用されるため、賑わい空間の創出の達成に資するものであっても、道路の敷地外での設置が可能と判断された場合は、占用許可は与えられませんでした。

※無余地性に基準:道路区域外にその占用物件を置く余地なく、やむを得ない場合のみ占用を許可するという基準



歩行者利便増進道路のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するための区域(利便増進誘導区域(特例区域))を指定した場合、**無余地性の基準にとらわれず**歩行者の利便増進のためのもの(カフェやベンチ等)を占用することが可能となりました。

※コロナ特例とは違い、地方公共団体等に限らず、個人でも占用可能



歩行者の利便増進を図る空間

